市町村の役割・責務

児童福祉法制定以降、あらゆる子ども家庭の相談は児童相談所が受理、対応することとされてきた。

しかし、時代の変遷や児童を巡る諸環境の変化等により、全ての子どもの権利を擁護する ため子どもとその家庭への支援を行うに当たっては、本来子どもとその家庭に最も身近な基 礎自治体である市町村が、その責務を負うことが望ましいと考えられるようになった。

こうした状況を踏まえ平成16年の児童福祉法改正により、市町村の業務として子ども家庭相談に応じることが法に規定(※1)され、子どもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題または子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもやその家庭に最も効果的な支援を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する第一義的役割、責務を市町村が担うことが明記された。

併せて児童相談所は、市町村への支援(専門的知識や技術をもって市町村を後方支援)が新たな機能として加えられた。

さらに平成28年の児童福祉法の一部を改正する法において子どもが権利の主体であること(※2)、子どもの最善の利益が優先されること等児童福祉法の理念が明確に示され、具体的には、子どもは適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立が図られること等を保障される権利を有することが明示されると共に、国民、保護者、国、地方公共団体がそれぞれこれを支える形で、児童福祉が保障される旨が明確化された。

市町村における子ども家庭相談担当部署(子ども家庭総合支援拠点)は法の理念に基づき、子どもや家庭への支援においては常に子どもの安心・安全の確保を念頭に置き、子どもの最善の利益を優先して考慮し行われることが必要であり、その実施に当たっては市町村が中心となって主体的かつ適切に責務を果たしていくこと(※3)が重要である。

そのため、庁内関係部署、機関等や児童相談所等と緊密な連携を図り、それぞれの役割分担について具体的項目を明示的に確認し合って継続的に行っていくことが重要である。

また、子どもに対する支援だけではなく、子どもの健やかな成長、発達、自立のためには保護者ごと支える視点が不可欠(※4)であり、その観点から保護者に対する助言、指導等を行い、寄り添い続ける支援が必要となる。

<厚生労働省通知『「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)』より一部抜粋>

※1 児童福祉法第10条

※2 同 第1条

※3 同 第3条の3

※4 同 第3条の2